

31年度国民健康保険税(国保税)の税率などを改定しました

改定の内容

国保税を改正する条例が、31年第一回市議会定例会で可決されました。

今回の改正では、地方税法などの改正に則して、課税限度額の見直しと低所得者に対する軽減措置の見直しなどを行い、総額約1300万円の税率改定を行いました。これにより加入者1人当たり平均で年額458円の引き上げとなります。また、国の制度改正などに則し、一部の規定が改められました。

医療費の伸びに国保税収が追いつかない厳しい財政運営が続いています。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

4億1000万円」と、国保事業運営基金(貯金)の取り崩しにより補っています。

市では、健康情報提供サービスQUIPiO+の利用促進やジェネリック医薬品の使用促進、特定健診の受診率向上、柔道整復などの受診適正化などを通じて医療費の抑制に取り組んでいます。その取り組みを上回る規模で医療費は年々増加しています(左下図参照)。

31年度に市が都に納める国保事業費納付金は約35億円に上り、国保財政の収支などを加味すると7億円を超える財源不足が見込まれますが、10月の消費税率の引き上げなどの社会経済情勢を鑑みながら、国保制度運営を維持するため国保税率などを改めました(下表参照)。

課税限度額の見直しでは、医療分の課税限度額を58万円から61万円に3万円引き上げ、

今回引き上げが見送られた後期支援助分、介護分を合わせた課税限度額を96万円としました。課税限度額の引き上げにより、所得に応じた税率の改定を行うことができることから、中・低所得者の負担増を抑制する効果があります。

軽減の見直しでは、経済動向を踏まえて5割と2割の軽減判定所得を5年連続で引き上げました。この見直しにより、保険税の軽減が受けられる所得の範囲が拡大します。

31年度以降の年度分の税額算定については、

また、国の制度改正などに則し、非自発的失業による軽減申告時の雇用保険受給資格者証の取り扱いおよび旧被扶養者減免の減免期間についても見直されました。

旧被扶養者減免については、31年度以降の年度分の税額算定に当たっては、一般会計からの法定外繰り入れを約5億2571万円、国保事業運営基金(貯金)から5000万円の投入を行い、改定幅の抑制と財源不足の補てんを行います(29年4月以前に対象になった方は31年度以降減免適用外)。※応能割(所得割)については当分の間、減免が継続されます。

詳しくは保険年金課国民健康保険係 ☎470・7733 へ。

国保の財政状況

国保は、国民皆保険制度の「最後のとりで」として基盤

日本年金機構では、納付期限までに保険料を納めていたくない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内しています。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続により督促を行い、期限までに納付がない場合は、延滞金が課せられるだけでなく、納付義務のある方(被保険者本人、連帯して納付義務を負う配偶者および世帯主)の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

保険料が納め忘れの状態でご心配な方は、早急にご連絡ください。また、クレジットカードやインターネットなどを利用した納付、便利でお得な口座振替もあります。



国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

4月〜32年(2020年)3月分の国民年金保険料は、月額1万6410円です。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードやインターネットなどを利用した納付、便利でお得な口座振替もあります。

国民年金保険料免除などの申請

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」があります。また、免除・猶予の申請は、申請時点の2年1ヵ月前の月までさかのぼって申請することができます。申請を忘れていた期間がある方は、年金事務所または市保険年金課(市役所1階)へ申請してください。

詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411、ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165、同課 ☎470・7732 へ。

図 1人当たりの保険給付費の推移(一般分)

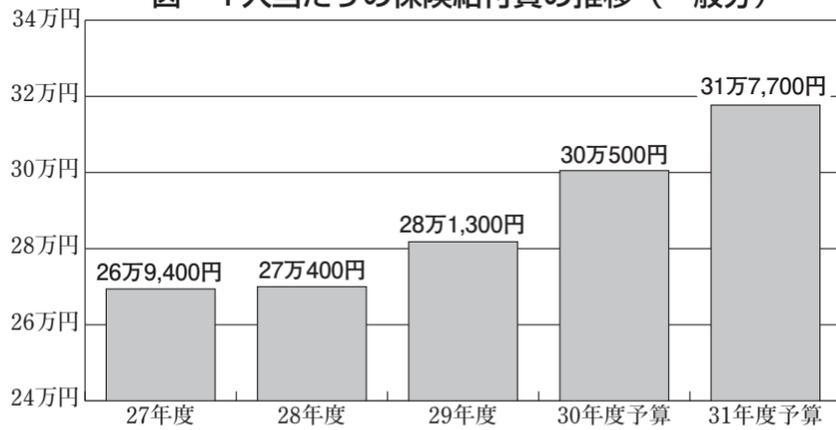


表 税率等改定表

	年度	所得割率	均等割額	課税限度額
医療分	30	4.90%	3万2,900円	58万円
	31			61万円
後期高齢者支援分	30	1.94%	1万2,700円	19万円
	31	1.97%		
介護分	30	1.61%	1万4,000円	16万円
	31	1.67%		

国民健康保険

30年10月分の診療費をお知らせします

国民健康保険は、私たちの健康と生命を守る大切な制度です。国民健康保険の健全な運営にご理解とご協力をお願いします。

◎一般被保険者
 【診療件数】2万4867件
 【診療費】6億2611万640円(前年度比105.2%)

◎退職被保険者
 【診療件数】1244件
 【診療費】145万9600円(前年度比18.4%)

▼1件当たりの金額
 1万1701円

※出典は国民健康保険毎月事業状況報告(1月報)。
 詳しくは保険年金課 ☎470・7733 へ。



◎一般被保険者
 【診療費】6億2611万640円(前年度比105.2%)

5月のお気軽に無料相談

相談内容・定員	相談員	予約開始日	相談日	時間	会場	問い合わせ先		
法律相談(各日8人)	弁護士	4月25日(木)	8日(水) 15日(水) 22日(水) 29日(水)	午前10時から	市役所2階相談室	各予約開始日の午前8時半から電話で生活文化課 ☎470・7738		
不動産・相続・会社の登記等相談(5人)	司法書士	4月23日(火)	8日(水)	午後1時から				
表示登記・土地の境界等相談(4人)	土地家屋調査士			午前10時から				
相続・遺言・成年後見等手続き相談(5人)	行政書士	5月9日(木)	15日(水)	午後1時から				
税務相談(5人)	税理士	5月14日(火)	22日(水)	午後1時半から				
人権・身の上相談(4人)	人権擁護委員	5月16日(木)	22日(水)	午後1時半から				
不動産取引相談(5人)	宅地建物取引士	4月25日(木)	9日(木)	午後1時から				
交通事故相談(5人)	弁護士	5月23日(木)	29日(水)	午前10時から				
年金・労災・雇用・保険・人事管理等相談(4人)	社会保険労務士			午後1時半から				
女性の悩みごと相談(各日3人)	女性カウンセラー	4月24日(水)	13日(月) 17日(金)	午後1時半～4時半 午前10時～午後1時			市役所2階相談室	各予約開始日の午前9時から電話で男女平等推進センター ☎472・0061
		5月8日(水)	20日(月) 27日(月)	午後1時半～4時半				
女性弁護士による法律相談(3人)	女性弁護士	4月26日(金)	10日(金)	午前9時半～午後0時半			東久留米市商工会館	市商工会 ☎471・7577
経営相談	市商工会経営指導員	前日までに	平日	午前10時～午後4時				

相談内容	相談日	時間	会場	相談員	問い合わせ先
耐震相談	5月は実施しません			東久留米建築設計協会会員	同協会事務局・桑原建築設計事務所 ☎476・1515
教育相談 ※電話相談も可。	火曜～土曜日	午前10時～午後5時(滝山のみ水曜日は6時まで)	中央相談室(成美教育文化会館内教育センター)	教育相談員	中央相談室 ☎473・3667
	月曜～金曜日		滝山相談室(西中学校隣)		滝山相談室 ☎475・8909
母子・父子相談	開庁日	午前8時半～午後5時	児童青少年課(市役所2階)	母子・父子自立支援員	児童青少年課 ☎470・7736
身体障害者相談	10日(金)	午前10時～正午	市役所1階相談室	身体障害者相談員	前月末までに障害福祉課 ☎470・7747、ファクス 475・8181
知的障害者相談	8日(水)			知的障害者相談員	同センター ☎477・2711
心身障害者(児)相談	平日	午前9時～午後5時	さいわい福祉センター	さいわい福祉センター支援員	同センター ☎477・2711
職業相談	開庁日		市役所2階ワークコーナー	ハローワーク三鷹職員	※直接会場へ。
住宅増改築相談	9日(木)	午前10時～正午、午後1時～4時	市役所1階屋内ひろば	市住宅増改築等幹事事業登録団体協議会	※直接会場へ。
消費者相談 ※電話相談も可。	平日	午前10時～午後1時～4時	生活文化課(市役所2階)	消費生活相談員	市消費者センター ☎473・4505 ※直接会場へ。
行政相談	15日(水)	午前10時～正午		行政相談委員	生活文化課 ☎470・7738
妊婦訪問	希望する方は右記へお問い合わせください。		ご自宅	助産師・保健師	健康課保健サービス ☎477・0022
赤ちゃん訪問					
生活困窮者自立相談	開庁日	午前9時～午後4時	福祉総務課(市役所1階)	相談支援員	福祉総務課 ☎470・7741